

## 慢性疲労症候群（まんせいひろうしょうこうぐん）

### 1 慢性疲労症候群とは？

慢性疲労症候群とは、原因不明の全身倦怠感が急激に始まり、十分な休養をとっても回復せず、長期にわたり疲労を中心に微熱、のどの痛み、リンパ節のはれ、筋力低下、頭痛、精神神経症状などが続き、日常生活に支障をきたす疾患です。

### 2 認定に必要な情報

慢性疲労症候群は、旧厚生省研究班の重症度分類でPS0～PS9に分類されているので、診断書⑨欄に重症度分類が記載されていることを確認すること。

※ PS=Performance status（パフォーマンス・ステータス）

#### <参考>

Performance status による疲労/倦怠の程度

（厚生省特別研究事業、本邦によるChronic Fatigue Syndrome＝慢性疲労症候群の実態調査ならびに病因、病態に関する研究＝平成3年度研究実績報告書）

PS0	倦怠感がなく平常の社会（学校）生活ができ、制限を受けることなく行動できる。
PS1	通常の社会（学校）生活ができ、労働（勉強）も可能であるが、疲労感を感じるときがしばしばある。
PS2	通常の社会（学校）生活ができ、労働（勉強）も可能であるが、全身倦怠感のため、しばしば休息が必要である。
PS3	全身倦怠感のため、月に数日は社会（学校）生活や労働（勉強）ができず、自宅にて休養が必要である。
PS4	全身倦怠感のため、週に数日は社会（学校）生活や労働（勉強）ができず、自宅にて休養が必要である。
PS5	通常の社会（学校）生活や労働（勉強）は困難である。軽作業は可能であるが、週のうち数日は自宅にて休息が必要である。
PS6	調子のよい日には軽作業は可能であるが週のうち50%以上は自宅にて休息が必要である。
PS7	身の回りのことはでき、介助も不要であるが、通常の社会（学校）生活や軽労働（勉強）は不可能である。
PS8	身の回りのある程度のことではできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している。
PS9	身の回りのこともできず、常に介助がいり、終日就床を必要としている。

### 3 留意事項

- (1) 重症度分類のPS値が記載されていない場合は、診断書に追記してもらうなどにより必ず整備した上で認定すること。
- (2) 年金事務所等の窓口で、請求傷病が「慢性疲労症候群」であることが確認できる場合は、診断書と慢性疲労症候群の照会様式を渡し、診断書に重症度分類のPS値を記入してもらうか、照会様式に直接記入してもらうように説明すること。
- (3) 重症度分類試案のPS値のみを照会する場合は、次ページの照会様式を使用して調査を行うこと。他の照会と併せて行う場合は、枠内の縮尺を変更することは可能だが、内容は修正（変更）しないこと。

慢性疲労症候群 1級の認定事例





<慢性疲労症候群 1級>

(付 記)

○ 本例は、初診日が「平成 22 年4月13日」であるので、障害認定日は1年6月後の平成 23年10月13日となる。

この診断書の障害の状態は、平成 23年11月5日現症のもので、障害認定日以降 3 月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

○ 傷病は「慢性疲労症候群」であるので、⑫、⑮、⑯欄は必ず記載されていなければならない。

■ 認 定

障害の程度は、休職し治療に専念していても、高度の全身倦怠感、易疲労、軽微な労作でも著しく遷延化する疲労感、咽頭痛などの症状が強く続いており終日臥床状態となっており、一般状態区分は「身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの」となっている。また、平成 3 年（平成 7 年一部改変）旧厚生省研究班の重症度分類では、PS 9に相当することから、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」に該当すると認められるので、1級9号と認定される。

慢性疲労症候群 2級の認定事例

# 診断書

〔血液・造血器の障害用〕  
その他の

2級 認定事例

他

(フリガナ) 氏名	○○○○○			生年月日	昭和 平成	61年11月11日生(24歳)	性別	男・女
住所	住所の郵便番号 ○○○-○○○		市 区	町 丁目				
① 障害の原因 となった 傷病名	慢性疲労症候群			② 傷病の発生日	昭和 平成	22年7月27日	本人の申立て (年 月 日)	
④ 傷病の原因 又は誘因	不明 初診年月日(昭和・平成 年 月 日)			⑤ 既存 障害	なし		⑥ 既往症	なし
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治療の効果が期待できない状態を含む。)かどうか。	傷病が治っている場合 …… 治った日 平成 年 月 日 確 認 推 定			傷病が治っていない場合 …… 症状のよくなる見込 有 ・ 無 ・ 不明				
⑧ 診断書作成医療機関 における初診時所見 初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)	原因不明の激しい疲労感、微熱、筋肉痛、脱力感、関節痛、頭痛、不眠、思考力低下、集中力の低下などの症状があり、他覚的にも頸部有痛性リンパ節腫脹を認めた。							
⑨ 現在までの治療の内容、期間、経過、その他参考となる事項	安静療養を指導し、ビタミン剤や抗不安薬、抗うつ剤の精神薬、漢方薬や鍼灸治療も試みるも症状は一進一退である。重症度分類では、PS8に相当する。			診療回数	年間 12回、月平均 1回		手術歴	手術名( ) 手術年月日( 年 月 日)
⑩ 現状の症状、その他参考となる事項	激しい疲労感、だるさなどの初診時と同様の症状が続いている。							
⑪ 計 測	身長	169 cm	体重	現在 67 kg 健康時 58 kg	視力	右 左	聴力	右眼 左眼
	視野	異常なし	網膜機能	異常なし	聴力レベル	右耳 左耳	鼓膜音明瞭度	最高 mmHg 最低 mmHg
⑫ 一般状態区分表(平成24年2月6日) (該当するものを選んでどれか一つを○で開んでください。)								
ア 無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの								
イ 軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが歩行、軽労働や座業はできるもの 例え、軽い家事、事務など								
ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なおも、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの								
エ 身のまわりのある程度はできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では車外への外出等がほぼ不可能となったもの								
オ 身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの								
障 害 の 状 態								
⑬ 血液・造血器 (平成 年 月 日現症)								
1 臨床所見 (ア) 自覚症状 疲労感 (無・有・著) 動悸 (無・有・著) 息切れ (無・有・著) 発熱 (無・有・著) 関節症状 (無・有・著) 易感染症 (無・有・著) (イ) 他覚所見 リンパ節腫脹 (無・有・著) 出血傾向 (無・有・著) 紫斑 (無・有・著) 肝腫 (無・有・著) 脾腫 (無・有・著)				2 血液検査成績 (平成 年 月 日)				
				(ア) 末梢血液 赤血球 ×10 <sup>12</sup> /μl ヘモグロビン濃度 g/dl ヘマトクリット % 白血球 /μl 顆粒球 /μl 単球 % リンパ球 /μl 病的細胞 % 血小板 ×10 <sup>9</sup> /μl 網赤血球数 % 血清総蛋白 g/dl				
				(イ) 骨髄 有核細胞 ×10 <sup>6</sup> /μl 巨核球 /μl 赤芽球 % 顆粒球 % リンパ球 % 病的細胞 % 顆粒球(G)赤芽球(E)との比(G/E)				
3 輸血の回数及び総量 回 計 n回 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)				(エ) その他				
4 凝固因子製剤輸注の回数及び量 回 計 n回 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)				CRP 検査値 LDH 総鉄基準値 検査値				
5 造血幹細胞移植 無・有(平成 年 月 日) 経過( )				6 その他の所見				

「診療録で確認または本人の申立て」のどちらかを○で開き、本人の申立ての場合、それを記載した年月日を記入してください。

「(お願い)臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。」

「(お願い)臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。」

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)



<慢性疲労症候群 2級>

(付 記)

- 本例は、初診日が「平成22年7月27日」であるので、障害認定日は1年6月後の平成24年1月27日となる。

この診断書の障害の状態は、平成24年2月6日現症のもので、障害認定日以降3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

- 傷病は「慢性疲労症候群」であるので、⑫、⑮、⑯欄は必ず記載されていなければならない。

■ 認 定

障害の程度は、治療を行っても、高度の全身倦怠感や微熱、筋肉痛などの症状が続いており、日中の大半は横になっていることが多く一般状態区分は「身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」となっている。また、平成3年(平成7年一部改変)旧厚生省研究班の重症度分類では、PS8に相当することから、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当すると認められるので、2級15号と認定される。

慢性疲労症候群 3級の認定事例



⑭ 免疫機能障害 (平成 年 月 日現症)

1 検査成績

検査項目	検査日	単位	...	...	...	平均値
CD4陽性Tリンパ球数		/μl				

(CD4陽性Tリンパ球数の測定は、検査当日の検体を用いて実施した検査結果を記載してください。)

検査項目	検査日	単位	...	...	...
白血球数		/μl			
ヘモグロビン量		g/dl			
血小板数		万/μl			
HIV-RNA量		pcr/ml			

(HIV-RNA量の測定は、検査当日の検体を用いて実施した検査結果を記載してください。)

2 身体症状等

- ① 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月に7日以上ある (有・無)
- ② 病態の進行のため、健常時に比し10%以上の体重減少がある (有・無)
- ③ 月に7日以上不定の発熱(38℃以上)が2ヶ月以上続く (有・無)
- ④ 1日に3回以上の湿状ないし水様下痢が7日以上ある (有・無)
- ⑤ 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある (有・無)
- ⑥ 動作や息苦しくなる症状が毎日のように出現する (有・無)
- ⑦ 抗HIV療法による日常生活に支障が生じる副作用がある (①～⑤の症状を除く) (抗HIV療法を実施している場合) (有・無)
- ⑧ 新鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である (有・無)
- ⑨ 1年以内に口腔カンジダ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症、伝染性軟疣、尖圭コンジローム等の日和見感染症の既往がある (有・無)
- ⑩ 医学的理由により抗HIV療法ができない状態である (はい・いいえ)

3 現在持続している副作用の状況

- 代謝異常  リポアトローフィー  肝障害  腎障害  精神障害  神経障害  
 その他(薬剤名、剤量状況及び副作用の状況)

4 エイズ発症の既往の有無

有・無

5 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態である。

はい・いいえ

6 肝炎の状況 (口薬剤性・口B型・口C型・口その他( )) (肝炎を発症している場合は必ず記載してください。)

(1) 検査所見

検査項目	検査日	単位	...	...	...
血清アルブミン		g/dl			
AST(GOT)					
ALT(GPT)					
プロトロンビン		%			
時間		延長秒			
総ビリルビン(※)		mg/dl			

(2) 臨床所見

- 食道静脈瘤 無・有 (内視鏡による、X線造影による、その他( ))
  - 肝硬変 無・有 (代償性、非代償性)
  - 肝細胞癌 無・有
  - 肝性脳症 無・有 (1年以内に発症したことがある)
  - 腹水 無・有・著
  - 消化管出血 無・有 (1年以内に発症したことがある)
- (※ ビリルビン値の上昇をきたす薬剤の使用 無・有)

⑮ その他の障害 (平成 23 年 9 月 17 日現症)

1 症状

(1) 自覚症状

激しい疲労感、記憶力低下、脱力、集中力低下、睡眠障害、物忘れ、耳鳴り、微熱、筋肉痛、羞明、頭痛を認める。

(2) 他覚所見

頸部リンパ節の腫大(軽度の圧痛あり)

2 検査成績

(1) 血液・生化学検査

検査項目	検査日	単位	施設基準値	...	...	...
赤血球数		万/μl				
ヘモグロビン濃度		g/dl				
ヘマトクリット		%				
血清総蛋白		g/dl				
血清アルブミン		g/dl				

(2) その他の検査成績

一般検査上、特記すべき所見なし

3 人工臓器等

- (1) 人工肛門の造設 無・有 造設年月日: 平成 年 月 日 (4) 自己導尿の常時施行 無・有 開始年月日: 平成 年 月 日  
閉鎖年月日: 平成 年 月 日 終了年月日: 平成 年 月 日
- (2) 尿路変更術 無・有 造設年月日: 平成 年 月 日 (5) 完全尿失禁状態 無・有 (カテーテル留置: 平成 年 月 日)  
閉鎖年月日: 平成 年 月 日
- (3) 新膀胱造設 無・有 手術年月日: 平成 年 月 日 (6) その他の手術 無・有 ( ) 平成 年 月 日

⑯ 現症時の日常生活活動能力及び労働能力(必ず記入してください)

激しい慢性的な疲労感のため、社会生活に支障をきたしているが、日常生活については、介助なしで身の回りのことは可能である。軽作業は可能であるが、週に数日は休息が必要である。

⑰ 予後(必ず記入してください)

不明

⑱ 備考

上記のとおり、診断します。

平成 23 年 9 月 17 日

病院又は診療所の名称 ○ ○ 病院  
所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○

診療担当科名 内科  
医師氏名 ○ ○ ○ ○ 印

<慢性疲労症候群 3級>

(付 記)

○ 本例は、初診日が「平成 22年2月28日」であるので、障害認定日は 1年6月後の平成 23年8月28日となる。

この診断書の障害の状態は、平成 23年9月17日現症のもので、障害認定日以降3月以内の診断書であるので、障害認定日の障害の状態はこれで確認できる。

○ 傷病は「慢性疲労症候群」であるので、⑫、⑬、⑭欄は必ず記載されていなければならない。

■ 認 定

障害の程度は、治療を行っても、激しい疲労感、記憶力低下、脱力、微熱、頸部リンパ節の腫大などの症状が続き、軽作業は可能であるが、週に数日は休息が必要とされており、一般状態区分は「歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」となっている。また、平成3年（平成7年一部改変）旧厚生省研究班の重症度分類では、PS5に相当することから、「労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」に該当すると認められるので、3級12号と認定される。